設計監理料報酬についての基準(2017.4.1改訂)

建築設計工事監理等の業務報酬基準(平成21年国土交通省告示第15号)により算出しております。

◆構造を要しない一般的な住宅の場合(新築) ※消費税別途

床面積の合計	~100m ²	150 ㎡	200 m ²	300 m ²
設計	140	195	245	340
 監理	70	100	115	160
計	210	295	360	500

(単位:万円)

◆構造設計などを要する一般住宅の場合(新築) ※消費税別途

床面積の合計	∼ 100㎡	150m ²	200 m ²	300 m ²	
設計	180	240	320	440	
監理	90	130	150	210	
計	270	370	470	650	

(単位:万円)

※上記表以外の住宅、および多用途の新築物件、リノベーション等の設計監理料は別途 見積りいたします。

- ※長期優良住宅および省エネルギーなどの性能表示に関する資料作成料は別途見積りいたします。
- ※工事着工後の大規模な設計変更、仕様変更、追加工事については別途設計料が発生します。
- ※基本設計料は目安であり、種類・規模・構造などにより多少異なります。

◆支払条件

業務委託契約時	10%
基本設計完了時	25%
実施設計完了時	25%
上棟時	20%
竣工時	20%

※状況に応じて変更の可能性がございます

- ◆設計監理報酬額に含まれないもの
- 確認申請料および諸検査手数料
- •敷地測量、地盤調査、地盤補強費
- 解体工事を含む場合、解体工事費用
- 設計監理業務委託契約に伴う収入印紙代
- •瑕疵担保保険料
- •施工費用
- ・地鎮祭、上棟式の際の諸費用
- •登記費用
- ・遠方(県外)による交通費実費、出張費

